



令和8年度～個人住民税の主な改正点

問 暮らし窓口課 ☎ 54-2282

① 給与所得控除の見直し

給与所得者に適用される給与所得控除について、給与収入金額が190万円以下の方の最低保証額が65万円に引き上げられます。

● 改正前後の比較

給与収入	改正前 給与所得控除額	改正後 給与所得控除額
162万5千円以下	55万円	65万円
162万5千円超 180万円以下	給与等の収入金額×40%－10万円	
180万円超190万円以下	給与等の収入金額×30%＋8万円	
190万円超	改正なし	

② 大学生年代の子等に関する新たな控除（特定親族特別控除）の創設

特定親族特別控除が創設され、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（配偶者および青色事業専従者等を除く。）で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の方がいる場合に所得控除の適用が受けられるようになりました。

特定親族特別控除では、19歳から22歳の扶養親族を持つ扶養者は、扶養親族の給与収入が160万円までは満額（45万円）、160万円を超え188万円までは段階的に所得控除を受けることができます。

※あくまで一部控除を認めるものであり、合計所得金額が58万円を超えるため控除対象扶養親族には該当しません。

● 親族等の合計所得金額別の特定親族特別控除額

給与収入ベース	合計所得金額	特定親族特別控除額
123万円超160万円以下	58万円超95万円以下	45万円
160万円超165万円以下	95万円超100万円以下	41万円
165万円超170万円以下	100万円超105万円以下	31万円
170万円超175万円以下	105万円超110万円以下	21万円
175万円超180万円以下	110万円超115万円以下	11万円
180万円超185万円以下	115万円超120万円以下	6万円
185万円超188万円以下	120万円超123万円以下	3万円

※給与収入ベースは、いずれも判定の対象となる所得が給与所得のみの場合です。他の所得がある方はこの限りではありません。

※給与収入金額は、所得税、住民税、社会保険料などが差し引かれる前の額（源泉徴収票の支払金額）です。いわゆる手取り額ではありません。

③ 各種扶養控除等に関する所得要件の引き上げ

各種扶養親族等の所得要件などが引き上げられます。

● 改正前後の比較

所得要件	改正前（R7年度課税まで）	改正後（R8年度課税から）
同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
ひとり親控除の対象となる子の総所得金額	48万円以下	58万円以下
寡婦控除の対象となる扶養親族の合計所得金額	48万円以下	58万円以下
勤労学生控除の対象となる学生等の合計所得金額	75万円以下	85万円以下



国民年金基金のご案内

問 全国国民年金基金 近畿支部(フリーダイヤル)
☎0120-65-4192

国民年金基金は、自営業者やフリーランスなど国民年金の第1号被保険者の方々が安心して老後を過ごせるように、老齢基礎年金(国民年金)にゆとりをプラスする公的な年金制度です。

60歳以上65歳未満の方や、海外に移住して国民年金に任意加入中の方も加入できます。



吉野川分水の通水にご注意を

問 大和平野土地改良区 ☎22-2052

▶期間 6月1日(月)～9月20日(日)

- ・吉野川分水施設の用水路・樋門^{ひもん}・ゲート等の農業用水利施設に近づかないでください。
- ・水路内へ汚物、木片、石、ゴミ、草等を投げ込まないでください。
- ・村内の河川(飛鳥川、百貫川、戎外川、中の川、高取川、平田川、桧前川等)は急激な流量の増減が予想されます。水遊び、水泳、魚釣り、土木工事等は十分注意してください。



女性消防団員の防火訪問

問 総務財政課 ☎54-2001

明日香村消防団 女性消防分団では、「自分たちの地域は自分たちで守る」を合言葉に、村内の独居高齢者宅の訪問・防火指導等を行っています。

高齢者の方が安心して暮らせるよう、台所等の火の周りや電気器具等の使用状況等についての指導・助言や、健康状態を把握して災害発生時等における安否確認に役立てます。

▶日時 6月9日(火) 9時～16時

※天候等により日時を変更する場合あり

▶対象区域 高市地区

▶主な対象者 独居高齢者世帯



危険物安全週間

問 高市消防署 予防課 予防係
☎52-4499

▶期間 6月7日(日)～13日(土)

危険物(ガソリンや灯油、塗料等)の正しい取り扱いや保管方法を再確認し、事故防止に努めましょう。

事業所では、日常点検や設備の維持管理、従業員への安全教育の徹底をお願いします。

※セルフスタンドで、利用者自ら携行缶等へガソリンを入れることはできません。



6月のし尿くみ取り

問 新晃株式会社 ☎22-5258

原則月1回(一部2ヶ月に1回)です。

▶日時

6月2日(火)・3日(水) 午前中

※時間指定不可・くみ取りと集金は別日



マイナンバーカード出張申請(自宅訪問)サービス

問 申 くらし窓口課 ☎54-2282

ご高齢の方や、身体が不自由な方、子育て中の方など、来庁が難しい方に向けて、ご自宅へのお出張申請サービスを行っています。できあがったカードはご自宅に郵送します。



▶詳しくはこちら



労働保険年度更新のご案内

問 ・奈良労働局総務部 労働保険徴収室
☎0742-32-0203
・管轄労働基準監督署
・ハローワーク(公共職業安定所)

令和8年度労働保険(労災保険・雇用保険)の年度更新期間中の申告・納付をお願いします。
※4月1日に雇用保険料率が改定されていますので、令和8年度概算保険料の算定にはご注意ください。

▶更新期間

6月1日(月)～7月10日(金)

▶提出方法

電子申請または郵送



狩猟免許試験のご案内

問 ・(一社)奈良県猟友会
☎0742-26-8125
・明日香産業課 ☎54-9020

■第1回 狩猟免許試験

▶日時 7月5日(日) 9時30分～16時

▶申込期間 6月22日(月)まで

必要書類を揃えたうえで、奈良県猟友会へお申し込みください。

狩猟免許取得の経費補助制度は、明日香産業課にお問い合わせください。



大規模地震に備えて耐震化を考えてみませんか

問 総合政策課 ☎54-9018

▶受付期間

7月1日(水)～11月30日(月)

※必要な事前手続き等がありますので、必ず実施前にご相談ください。

▶事業概要

①既存木造住宅耐震診断事業

村耐震診断員を派遣し、**無料で耐震診断**を実施します。

- 〈対象住宅〉
- ①昭和56年5月31日以前に着工された在来軸組工法の木造住宅
 - ②延べ床面積が250㎡以下
 - ③階数が2以下(地階は除く。)

②既存木造住宅耐震改修事業

①の診断を受けて耐震改修工事を実施した場合、**上限50万円までの補助金**を交付します。

※改修工事費(税抜)が50万円以下の場合には補助金交付なし

〈対象住宅〉 昭和56年5月31日以前に着工され、耐震診断を受けた木造住宅

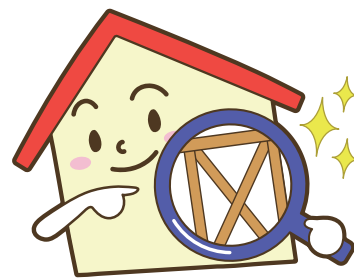
③既存住宅耐震改修工事に係る税控除等

●所得税の控除 上限35万円

- 〈主な要件〉
- ①昭和56年5月31日以前に建築された住宅
 - ②現行の耐震基準に適合する耐震改修

●固定資産税の減免 120㎡相当まで最長2年間、2分の1

- 〈主な要件〉
- ①昭和57年1月1日以前から所在する住宅
 - ②現行の耐震基準に適合する耐震改修
 - ③耐震改修に係る費用が50万円以上



買い物をお手伝いします

問 社会福祉協議会 ☎54-2740

スーパー等へのお出かけに不安がある方を対象に、あすかデマンド乗合交通の利用や、自宅から停留所までの往復、店内での移動等をサポートします。買い物へでかけてみませんか？

▶対象者

70歳以上または障がい者の方

▶内容

- ・あすかデマンド乗合交通の予約
- ・自宅から停留所までの付き添い
- ・買い物中の見守り
- ・自宅への商品の運搬補助
- ・その他、相談により対応

▶行き先・日程

スーパーエバグリーン飛鳥店

- ・6月11日(木)・18日(木)
- ・7月2日(木)・16日(木)・30日(木)

キリン堂高取店

- ・6月25日(木)

※いずれも13時30分～15時30分

(買い物時間は1時間程度)

▶利用料 500円

買い物支援事業のイメージ



人権を考える集会



村では、村民一人ひとりの人権意識を高め、あらゆる差別をなくす取組を行っています。

▶日時 7月11日(土)
13時30分～(12時30分受付開始)

▶場所 中央公民館大ホール

▶講演 夢と絆
～北朝鮮での24年間、そして今～
(新潟産業大学経済学部 特任教授 蓮池 薫 氏)



問 暮らし窓口課
☎54-2282

北朝鮮による拉致被害者の蓮池さんらが帰国後24年経った今もなお、完全に解決しない北朝鮮による拉致事件や拉致被害者について講演いただきます。ぜひご参加ください。



人権擁護委員の日

問 暮らし窓口課 ☎54-2282

■6月1日は「人権擁護委員の日」

人権擁護委員は、法律に基づいて、人権相談を受けたり人権の考えを広めたりする活動をする民間の方々です。人権擁護委員制度は、地域の中で人権が侵害されないように配慮して人権を擁護していくことが望ましいという考えから創設された、諸外国に例を見ない制度です。

現在法務大臣から委嘱を受けた約14,000人が、全国の各市町村で積極的な活動を行っています。

人権の問題や身近なことで困っていることはありませんか？人権擁護委員が問題解決の方法を考えます。悩み事があればひとりで悩まずお気軽にご相談ください。

■人権擁護委員の特設相談

▶日時 6月4日(木) 13時～15時
▶場所 中央公民館
▶料金 無料

※通常の人権相談は毎月第2木曜日で、時間・場所は同じです。



ベルマーク回収のお願い

問 明日香小学校PTA ☎54-4488

日頃より、ベルマーク活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。今年度も、ベルマークの回収活動をおこなっています。

▶回収箱設置場所

明日香小学校、明日香村中央公民館、あすか夢販売所

▶使用済カートリッジ・トナー

キャノン・ブラザー・エプソンの使用済カートリッジ・トナー(メーカー純正品のみ)もベルマークに交換できます。

▶ウェブベルマーク

ページ内の
「学校を選んで支援」>
自動加算したい学校を選択



▲ウェブベルマークはこちら



てんいち先生



海外からの不審な電話にご注意

問 明日香村消費生活相談窓口 ☎54-2282
※くらし窓口課直通。消費生活相談希望をお伝えください。

▶事例

自動音声で数時間後に電話が使えなくなるという電話があった。指示に従って「1」を押したら、電話口に出た人が、名前と生年月日を答えたところ、間違いだったと言われて切られた。

着信履歴から海外からの着信だと知った。今後どうしたらよいか。
(80歳代)

▶アドバイス

- 心当たりのない国際電話が増えています。「+1」や「+44」など、「+」から始まる電話番号は海外からの電話です。
- 心当たりのない国際電話は詐欺の電話である可能性が高いです。怪しい電話には出ない、折り返さないようにしましょう。
- 国際電話を利用しない方は、利用休止申請等をお願いします。
(固定電話) 国際電話不取扱受付センター(無料)

☎0120-210-364

(携帯電話) 携帯電話会社のサービスの利用も検討しましょう。

▶消費生活相談日時 水曜日(祝日除く) 13時～16時

▶場所 役場相談室中

※お急ぎの方はホットラインへ(奈良県消費生活センター等)
☎188



奈良県立万葉文化館からのお知らせ

問 奈良県立万葉文化館 ☎54-1850 **休** 月曜日(祝日の場合は翌平日)

▶開館時間

10時～17時30分(最終入館17時)

〈展覧会〉

連携企画展

「たびにしあれば 奈良県立万葉文化館・奈良県立美術館コレクションから」

▶会期 7月12日(日)まで

▶観覧料

一般600円

高校・大学生500円

小・中学生300円

※国内の高校生および18歳未満は無料
その他割引等、詳しくは当館HPをご覧ください。

〈関連イベント〉

●座談会 古代日本の旅(申込不要・無料)

▶日時

6月7日(日)

14時～15時30分(開場13時30分)

▶会場 企画展示室

▶登壇者

井上さやか(当館企画・研究係長)

中本和(当館主任研究員)

榎戸渉吾(当館研究員)

〈講座〉

●万葉集をよむ(無料)

「雑歌3(巻9・1695～1709番歌)」

▶日時

6月17日(水)

14時～15時30分(開場13時30分)

▶講師 榎戸渉吾(当館研究員)

▶定員 150名(予定)

▶参加申込

会場：申込不要

アーカイブ配信：申込不要

(翌日から一週間視聴可)

〈イベント〉

「にぎわいフェスタ万葉 春」6月7日(日)まで

詳しくはHPをご覧ください。



▲万葉文化館HP